

新潟市美術館問題をめぐって

美術館の公共性が揺らいでいる

大滝 浩道

一

新潟市美術館が揺れている。それも美術館存立の基本的な問題で揺れている。

2009年7月、美術館に展示されていた作品からカビが発生し、隣室の展示作品に拡大。ところがその後今年2月にも展示室にクモや昆虫が発生していたという。そのため新潟市美術館は今年5月から企画していた国宝、中宮寺菩薩半跏像等を含む「奈良の古寺と仏像」展の開催が中止に追い込まれた。

その結果、同企画展は長岡市の新潟県立近代美術館で開催することになり、5月24日から6月6日まで開催されて盛況であったという。

新潟市は問題の原因を調査するため、外部の専門家による委員会を発足させて検証が始まっている。いずれ問題点や改善案が示されることになるが、前代未聞の出来事である。再開館しても巡回展等の開催はしばらく無理ではないかといわれている。

二

さていま全国の美術館をめぐって新たな問題が起こっている。

全国の美術館のなかには年間の作品購入費がゼロの館が増えているという。新たな作品を購入できないければ、収蔵品による常設展が主になり、「いつ行っても同じ作品が多い」として客足が遠退くことになる。

また一定の集客が期待できる海外展を年に一回もやらない館が10年前に比べて2倍近くなっているという。これは海外展が保険料の高騰をはじめ経費が嵩むことによるものと思われる。自主企画展もコレクターや所蔵者から高額な報償費を請求されて必要な作品が集めにくいという話もある。

これらの一連の問題の背後には構造改革路線による自治体の財政窮乏があることは明らかである。自治体の財政窮乏で削減対象にあげられるものの第一は社会福祉と芸術・文化関係予算である。

財政窮乏化にかかわって各自治体では指定管理者制度の導入が進められている。これは01年度に導入された国立博物館・美術館の独立行政法人化制度に関連して導入されたものである。

「自助努力で入館者を増やせ」「公共サービスの効率化」等の掛け声のなかで進められたものである。

悪名高い規制改革・民間開放推進会議のある委員は「国立美術館・博物館運営の一番の問題点は競争がないこと」（『毎日新聞』05年12月19日）と言いつついる。

公共的な性格をもつ芸術・文化を市場競争に放り込

み、その公共性を喪失させる乱暴な意見であることは論をまたない。

三

新潟市美術館のカビ、クモ等発生の原因の一つが昨年新潟市を中心に開催された「第一回 水と土の芸術祭」の展示にあったといわれている。

この「水と土の芸術祭」は、2000年から3年ごとに開かれている「大地の芸術祭 越後妻有アートトリエンナーレ」を参考に開催されたことは周知の通りである。プロデューサーも同じ北川フラム氏である。「大地の芸術祭」は評価も安定しており、地域づくりに貢献して一定の集客実績を持っており、この手の芸術祭としては代表的な企画である。

そのこともあつてか、最近では美術館とその周辺で芸術祭が全国で活発に開かれている。

例えば水戸美術館（現代美術ギャラリー）の「X-COLOR／グラフィティ in Japan」は「開かれた美術館」をテーマに美術館だけでなく、市街地の空きスペースを使ってグラフィティを描いている。この水戸美術館は90年に開館したが、原則的にはコレクショ

ンを持たず展覧会に限定した美術活動を展開している。
また昨年4回目をむかえた岩手県花巻市の「街かど
美術展アート@つちざわへ土澤」などもある。

これらの新しい動きは、文化遺産の展示を中心とし
たお堅いイメージの美術館の不振が言われる中で、逆
に芸術祭は開放的で動的で一定の集客効果をあげて広
がっている。

四

新潟市の「水と土の芸術祭」は屋内施設14カ所を含
む新潟市全域726キロ平米に80点余りの作品が展示
されたが、そのほとんどは屋外展示である。

屋外に作品を展示するのは現代美術の特徴の一つで
もある。

近代美術は遠近法や陰影法、写実性などの技法で二
次元の平面等に人、事物、風景といった具体的表現を、
彫刻、絵画、工芸等の美術分野の枠組みのなかで創作
をすることにある。しかし現代美術はこれらの技法や
枠組みにとらわれず自由に創作をし、その上でこれら
の作品を通常は展示しない場所に設置することが多い。
そのことで場所が本来もつ意味を変化させ、その場所

や環境のなかで新たな意味を生じさせるからである。
これらの動きは70年代から盛んになり、インスタレー
ション (Installation 英語で設置の意味) と呼ばれ
現代美術の表現形式の特徴の一つになっている。

「水と土の芸術祭」はそのもつとも大規模な展示で
注目を集めた。

これらの芸術祭は市民の美術への関心を高め、同時
に現代美術への参加を可能にし、新たにアートに親し
む層を拡大している。その上で現代美術の作家の作品
展示の場をも拡大している。

しかし一方では展示作品の大半は展示期間が過ぎれ
ば撤去されるという期間限定作品であり、パフォーマ
ンスを含めてこれらの作品は「消費」されて終わると
いう性質を持っている。

いわば芸術祭向きの作品と言える。作品の価値判断
は学芸員による「良いものだから見てほしい」から
「見る人が価値判断してほしい」というように、表現
の多様化が美術の価値の多様化につながっており、美
術館が本来持っている機能やシステムと異なる特徴を
持っている。

五

新潟市美術館は99年に市教育委員会の管理から市長部局に移管され、これによって博物館法が定める「公立博物館」（博物館登録施設）の指定からはずれ、「博物館相当施設」に変更された。これにより首長の運営方針が直接美術館運営に影響を与えることが可能になった。公立美術館の管理運営を首長部局に移管する傾向は全国的にも広まっている。

美術館の管理組織の変更が篠田市長のいう「開かれた美術館」構想と「アートによるまちづくり」のために美術館を「プラットフォーム」（水と土の芸術祭記録集）として機能させることを可能にした。しかし大事なことは美術館が地方の観光資源として注目され、まちづくりによりそれなりに効果をあげているとしても、美術館本来の果たすべき役割と直結するものではない。美術館は専門職としての学芸員を中心として文化、芸術作品を「収集、保管、展示及び調査研究する」（博物館法第4条）ものであり、美術館は本来、非営利の組織である。だから博物館法第23条が言うようにやむを得ない場合を除いて入館料は徴収してはならないこ

とが基本になっている。

美術館のもつ文化的機能を生かしてまちづくりをすすめることを一概に否定するものではないが、美術館の本来の機能を空洞化することは許されないことは言うまでもない。

今年2月に地方分権改革推進委員会は博物館の登録要件を博物館法から外すか、都道府県の教育委員会が自由に決められるように法改正を提案している。地方分権の名の下で等しく文化を享受できる権利が住む場所によって損なわれる恐れがある。

美術館は近代に作られた制度である。それまでは芸術作品は王侯貴族や教会に独占されていたが、フランス革命等で「見る」ことが国民の権利として広く認められ、公共の「見せる」場所としての美術館が誕生した。あらためて美術館の公共性をいま一度確認する必要があるだろう。

（おおたき こうどう・所員）